

各都道府県高等学校（芸術）文化連盟

会 長 様

公益社団法人 全国高等学校文化連盟

会 長 大 石 敦 子

高等学校文化連盟全国日本音楽専門部

部会長 山 崎 正 義

著作権の遵守と手続きの適正化について(依頼)

各都道府県高等学校(芸術)文化連盟におかれましては、日ごろ部活動に係る著作権手続きについて、適正に運用していただいていると存じます。

さて、現在全国高等学校総合文化祭日本音楽部門において、著作権手続きの不備による事案が発生しております。

下記に、現在全国日本音楽専門部で行っている著作権遵守のための対策を記載し、併せて今後の手続きの適正化についての方策を示しました。

つきましては、日ごろの部活動や各種大会参加にあたり、改めて著作権について研修等を行うなど認識を深めるとともに、適正な手続きについての確認、履行をお願いいたします。

記

1 全国日本音楽専門部が行っている著作権遵守のための対策

(1) 『各種演奏会における著作権手続き周知徹底のお願い』(2026日本音楽)

別添ファイルのとおり。2024年度から部会長名を変えて毎年発行しています。

(2) 『全国日本音楽専門部会報』(2025)

別添ファイルのとおり。(著作権該当部分のみ抜粋)

2019年の第1号～2025年の第7号までに、著作権について5回ほど掲載しています。

(コピー譜使用の厳禁、演奏人数分の楽譜の購入が必要等)

(3) 各会議での周知徹底

5月総会(各都道府県日本音楽専門部会長向けの会議)、7月全国専門部会議(各都道府県日本音楽専門部会長・事務局長向けの会議)で、活動人数分の楽譜を購入するように案内を行っています。

(4) 全国高総文祭日本音楽部門の著作権許諾書の提示(あきた総文2026)

(引用) 5 著作権等について

- (1) 参加校、出演者、出品者等は、著作権、肖像権、プライバシー等の権利者の許諾が必要な場合は、出演、出品者等で責任をもって所定の手続きを行い、令和8年6月19日(金)までに許諾書の写しを提出してください。

楽曲の割愛(カット)や、使用楽器の変更・割愛(カット)をして演奏す

る場合は、編曲の許諾を権利者から受ける必要があります、この許諾は演奏機会ごとに申請が必要です。編曲・割愛（カット）していない場合でも、演奏権など権利者の許諾が必要な場合がありますので、必ず楽譜の出版社等に御確認ください。なお、万が一権利の侵害から生じるトラブルが発生した場合、本大会実行委員会は、一切の責任を負いません。

2 各都道府県日本音楽専門部による手続の適正化の方策

(1) 著作権手続きに係る具体的な違反事例に基づく研修

全国日本音楽専門部で把握している具体的な違反事例を提供します。支払補償額も含めた具体的な対応状況を教材として、著作権の重要性を認識する内容とします。

(2) 曲名と楽譜の出版社名、編曲許諾書のコピーの提出

参加団体とともに、日本音楽専門部として著作権管理に参画します。

(3) 大会参加申込書の著作権チェックシート

全国高総文祭では、下記の項目へのチェックが必須となっています。

- ・著作権許諾の有無を確認しているか。

- ※楽譜の省略等を行う際は、著作権許諾が必要になります。

- 許諾が必要かどうか不安な場合は出版社へ御確認ください。

- ・チェック欄にレを入力しているか。

各都道府県の大会においても、チェックシートを必須とします。

(4) 年度始の楽譜数の確認

大会参加校において、新入生も含めた部員数と楽曲の楽譜数が合致しているか年度始に確認する。

楽譜購入の領収書の管理を徹底する。

楽譜管理簿の作成と管理職による監査

3 著作権に係る参考資料

(1) 著作権パンフレット 出版物のご案内（公益社団法人著作権情報センター）

<https://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/index.html>

(2) 学校における教育活動と著作権

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/94372201_01.pdf

全日音第 2604 号
令和 8 年 5 月 28 日

各都道府県高等学校文化（芸術）連盟
日本音楽専門部 事務局長 殿

高等学校文化連盟全国日本音楽専門部
部 会 長 山 崎 正 義
(埼玉県立浦和第一女子高等学校長)
(公印省略)

各都道府県 各種演奏会における著作権関連手続き周知徹底のお願い

時下ますますご清祥のことと存じます。また、日頃より高文連全国日本音楽専門部の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、例年、都道府県大会・全国高等学校総合文化祭において著作権関連手続きの徹底をお願いしております。事務局長様におかれましては、各都道府県での総合文化祭につながる大会（コンクール）及び、各種演奏会にむけて、運営会議（顧問会議）を通じ、すべての高校の顧問の方々に、今一度以下 2 点の周知徹底をお願い申し上げる次第です。

（１）楽譜の利用について

- ・大会参加においてコピー譜の使用は厳禁です。必ず演奏する人数分の楽譜をご購入ください。
- ・他校間での楽譜の貸し借りはできません。
- ・学校・部活の所有物として楽譜を数冊保管してある場合は、演奏する人数分に達するまで追加購入が必要
です。ただし、出版社により見解が異なる場合もありますので、判断に迷う場合、必ず各楽譜の出版社へお問い合わせください。
- ・コピー譜を使用した場合、賠償請求の対象となることがありますので、絶対に行わないようお願いいたします。

（２）著作権について

- ・楽曲の割愛（カット：楽曲の一部を演奏しない）や、使用楽器の変更・割愛（特定の楽器パートを演奏しない）をして演奏する場合は「編曲許諾」が必要で、この許諾は、演奏会ごとに申請が必要です。各都道府県の大会・演奏会においても、各団体で確実に行うようお願いいたします。
 - ・編曲や割愛（カット）をしていない場合でも、演奏権など、権利者によっては許諾が必要なこともありますので、著作権者へ問い合わせてください。
 - ・動画サイト等ネット上に演奏動画を掲載する場合も、許諾申請の必要があり、場合によっては許諾料が発生する場合があります。
 - ・演奏会プログラム等において、正確な楽曲名（副題を含む）と作曲者名の両方の記載をお願いします。
- * 顧問会議において、「許諾書写し」か「著作権（編曲）許諾不要確認書」を提出するなどの工夫をして徹底を図っている都道府県もあるようです。一例ですがご参考になさってください。

以上

【著作権について】

最重要の事項になります。ここ数年、会報等で何度もお伝えしておりますが、未だ著作権に関わる問題が後を絶ちません。総文祭だけでなく、各都道府県での大会（コンクール含）から、しっかりしたご対策をお願い申し上げます。

①楽譜の利用について

- ・各大会、演奏会への参加において必ず演奏する人数分の楽譜を購入。
- ・学校・部活の所有物として楽譜を数冊保管してある場合は、演奏する人数分に達するまで追加購入が必要。ただし、出版社により見解が異なる場合もあるので、判断に迷う場合は各楽譜の出版社へ問い合わせ。

②楽曲について

- ・楽曲の割愛（カット：楽曲の一部を演奏しない）や、使用楽器の変更・割愛（特定の楽器やパートを演奏しない）をして演奏する場合は「編曲許諾」が必要。この許諾は、演奏会ごとに申請が必要。
- ・編曲や割愛（カット）をしていない場合でも、演奏権など、権利者によっては許諾が必要なこともある。著作権者への問い合わせが確実。
- ・動画サイト等ネット上に演奏動画を掲載する場合も、許諾申請が必要。
- ・演奏会プログラム等には、正確な楽曲名（副題を含む）と作曲者名の両方を記載（←諸々の事案防止のため）する。